

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の安全な飛行に向けて!

航空法が改正され、2015年12月10日に、無人航空機を飛行させる際の飛行ルールが施行されました。

★飛行禁止空域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください! 飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。ので、所定の手続きを行ってください。



★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう! これらの方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要です。ので、所定の手続きを行ってください。



航空法改正の詳細や申請の方法についてはhttp://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.htmlをご参照下さい。不明な点等ございましたら、以下の問い合わせ窓口までご相談下さい。

【国土交通省 航空局 安全部 無人航空機窓口】

電話 : 03-5253-8111 (国土交通省代表)

内線 : 50157、50158

E-mail : hqt-jcab.mujiin@ml.mlit.go.jp